

令和5年 **12**月の**優しさ**通信

目次

- (1)  介護人材 配置要件を緩和 ケアマネ不足に対応
- (2)  円滑な「幼保→小1」へ連携 共同で計画、国も後押し

♥ 12月の福祉用具－福祉住宅改修の基礎知識 幅員の確保

- (1)  **介護人材 配置要件を緩和 ケアマネ不足に対応**

*厚生労働省は2024年度から各施設に配置しなければならない主任ケアマネージャーについて、一定の経験があれば資格がなくても認めます。

*市町村が設置する地域包括支援センターが対象。

*現行は、主任ケアマネと保健師、社会福祉士の3職種の人材を置く必要があります。

*3職種について、複数のセンターを合算して1人配置すれば容認する方向。

*2022年度調査で、包括支援センターに全く確保できなかった割合は、社会福祉士が32.7%、保健師は51.2%、主任ケアマネは62.6%。

(2023年11月5日 日本経済新聞記事より抜粋)

- (2)  **円滑な「幼保→小1」へ連携**

共同で計画、国も後押し 集団行動が苦手 学校なじめない

「入学前から係活動」など

*小学1年生が学校生活になじめず集団行動をとれないといった「小1プロブレム（問題）」は、幼児が自由に過ごすことが多い幼稚園・保育所と、時間割に沿った行動が求められる小学校との違いや家庭環境の変化などが原因とされます。

*文科省は2022年に5歳児から小1の2年間を「架け橋期」と位置づけ、幼保小が協働してカリキュラムを作成するよう促しています。

*34%の自治体が幼保小の連携事業を行っています。

*23%の自治体は「予定や計画が立っていない」や「検討中」。

*園と学校での交流は年数回あるものの、連携に役立てることができていない自治体も4割超。

幼児教育の効果 追跡調査 文科省 来年度から 1.5 万人対象

* 幼児教育の効果を確認しようと、文部科学省は 2024 年度から全国の子どもを対象にした追跡調査を始めます。

* 全国の 5 歳児 1 万 5 千人を対象とし、幼保から小学 4 年までの 5 年間を負います。

* 幼児期に受けた教育が子どもの発達や小学校以降の学習などにどういった影響を与えるか検討します。

(2023 年 11 月 23 日 日本経済新聞記事より抜粋・引用)



12月の福祉用具－福祉住宅改修の基礎知識 幅員の確保

* 住宅改修の際に幅員が確保できないと、車いすやリフト類での通行が困難になったり不可能になったりして、介護動作が非常にしくくなります。

* 介護者は高齢者の真後ろではなく、半身だけずらして介護する場合があります。

* 介助用車いすを使用する場合、一般的には廊下の幅は内法寸法で 78 cm 以上であれば通行できます。

* 新築する場合は、将来の伝い歩きや介助歩行や車いす使用を考慮して、廊下幅を 105 cm 以上にすると便利です。

* 戸の幅は、廊下の幅によっても左右されます。

* 介助用車いすやシャワー車いすを戸に対してまっすぐ利用するときは、有効幅 75 cm でも何とか通過できます。

* 廊下から曲がりながら戸を通過しようとする、78 cm 以上と思われま

* 自走用標準車いすを使用の場合は、建具を開閉操作するための車いす用の引手が必要になります。

* 実際に車いすで動作をしてもらい、必要な建具前のスペースを検討し、出入り口付近や曲がり角付近の広さに留意して寸法を決めます。

* 有効幅は実際に通行できる幅（クリアランス幅）なので、戸の大きさや戸枠の幅とは異なります。

(参考：福祉住環境コーディネーターテキスト&福祉用具専門相談員研修用テキスト・介護用品カタログより)